

岩手県告示第151号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和7年3月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、岩手郡雫石町、同郡葛巻町、同郡岩手町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、西磐井郡平泉町、気仙郡住田町、下閉伊郡山田町、同郡岩泉町、同郡普代村、九戸郡軽米町及び同郡洋野町
- 2 基本測量を実施する期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 実施する基本測量の種類 電子基準点測量